

平成 29 年 11 月 8 日

ご投資家の皆様へ

大和住銀投信投資顧問株式会社

「NB マルチマネージャー・ストラテジー」の繰上償還について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、早速ではございますが、ご投資頂いております掲題ファンドは、平成 29 年 11 月 2 日の基準価額（1 万口当たり。既払分配金を除きます。）が 11,503 円となりました。

つきましては、信託約款の規定（※）に従いまして、繰上償還の手続きに入り、下記の日程で償還させて頂く予定ですので、お知らせ致します。

※信託約款の規定：

平成 29 年 2 月 8 日以降の毎営業日において、基準価額（1 万口当たり。既払分配金を加算しません。以下「運用の基本方針」において同じ。）が 11,500 円を超えた場合、上記にかかわらず、わが国の短期金融商品等の安定資産による運用に順次切り替えを行い、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。ただし、基準価額が 11,500 円を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行いません。

（注）当ファンドの分配実績はございません。

今後とも弊社ならびに弊社投資信託をご愛顧賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

1. 償還日と償還代金の支払い

- 償還日：平成 29 年 11 月 28 日
- 償還代金のお支払い：平成 29 年 11 月 29 日に行います。
※お客様口座への入金については、販売会社へお問い合わせください。

2. 償還価額について

- 償還価額は、平成 29 年 11 月 28 日に決定されます。
- 償還日までの運用につきましては、順次安定運用に切り替え、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還を行うこととしております。ただし、繰上償還が完了するまでの、組入証券等の価格変動、期中の信託報酬（年率 0.837%：税込）の負担等により、基準価額が 11,500 円を下回る場合もございます。また安定運用移行後は、基準価額の変動がほとんどなくなりますので、お含み置き下さいますようお願い申し上げます。

3. 償還までのご換金について

- 償還日前につきましても、従来通り、ご換金のお取扱いは行います。
- ご換金の価額は、ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
- ご換金代金は、ご換金申込受付日より起算して6営業日目からお支払いします。

以上